

令和2年第4回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和2年12月4日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

定刻となりましたので、これより定例会を開催いたします。

本日、令和2年第4回川本町議会定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

々

ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

なお、お知らせしておきますが、8番片岡議員より欠席届が提出されておりますのでご報告をいたします。

々

これより、令和2年第4回川本町議会定例会を開会いたします。

々

それではただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、3番圓山議員、4番本山議員を指名いたします。

々

日程第2「会期の決定」の件を議題と致します。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日4日から9日までの6日間とし、本日は諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議、質疑までを行います。

々

本会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、終了後、大会議室にて議会運営委員会を開催します。議会運営委員会終了後、常任委員会を開催する予定としております。

々

7日は休会と致します。

々

8日は、午前9時00分より一般質問を行い、本会議終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

々

最終日の9日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論

- 議長 を行い、採決となります。
以上、この予定表（案）のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日4日から9日までの6日間とすることに決定いたしました。
なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までとしておりますので、申し上げておきます。
- 々 お諮りいたします。
本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように「決定」いたしました。
- 々 日程第3「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧をいただきたいと思えます。
- 々 以上で「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 おはようございます。令和2年第4回町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。
開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。
感染症対策の徹底に、ご理解とご協力をいただいております町民の皆様には、あらためまして、心から感謝を申し上げます。
全国的には、都市部を中心に、連日新たな感染者が発生しており、このところ県内でも発生するなど、再び感染が拡大する傾向にあります。

番外
野坂町長

町では、国による交付金を活用して、これまで3回にわたり編成した補正予算により、感染症対策に全力で取り組んでおりますが、この中では、季節性インフルエンザの流行期に備えるため、インフルエンザの予防接種費用を全額助成する措置を講じているところです。

医療機関の協力のもとで、10月1日から予防接種が始まり、10月25日までは、国の指針により、65歳以上の定期接種対象者の方が優先されていましたが、以降、任意も含めた接種が実施されております。

町が把握している10月末時点での接種状況は、定期接種対象者の方は55.7%、任意接種については7.5%となっております。

来年3月末までを助成対象期間としておりますので、重ねて周知を図り、接種いただくことで、医療機関の負担だけでなく、地域全体に及ぼす影響を軽減してまいります。

町としましては、町民の皆様の暮らしや、町内事業者を守るため、引き続き、全国の感染状況等を注視し、国・県の措置や指導のもと、地域医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいります。

々

次に、治水対策の推進について申し上げます。

この夏再び被災した、江の川の無堤防地区の治水対策の早期実施に向け、10月12日に、本町単独で県及び県議会へ、10月20日に、丸山県知事と流域市町とともに国土交通省へ、10月28日には、県議会建設環境委員会による実地調査の場において、要望しました。

さらに、11月1日には、県土木協会を構成する市町とともに、県選出国會議員及び国土交通省、さらには財務省に対しても要望してまいりました。

先般、地元の浜田河川国道事務所や中国地方整備局に対し、本町単独で、重ねての要望活動も行ったところです。

今後も、治水対策の早期実施に向け、様々な機会を通じて、強く働きかけてまいります。

々

次に、新しい総合計画の策定について申し上げます。

令和3年度から向こう10年を見据えた、第6次となります川本町総合計画兼総合戦略の策定に向けまして、10月30日に第1回策定委員会を開催し、序章及び基本構想案について、ご意見・ご提案をいただきました。

今後、まげなねっと11チャンネル等を活用して内容を説明し、パブリックコメントを募集いたします。1月に予定する2回目の策定委員会で、お示しする基本計画案についてご意見をいただき、再度、パブリックコメントを募集した上で、3月上旬までに基本構想・基本計画を固めたいと考えております。なお、併せて策定する予定の、7つのエリアに分けての地区別構想につきましても、全自治会を対象として実施した地区別座談会でいただいたご意見等を反映して、計画を策定してまいります。

番外
野坂町長

次に、三原地区の農業集落排水事業における、使用料の算定誤りについて申し上げます。

長年にわたり、事務処理を誤ってきたことは誠に遺憾であり、町民の皆様
に深くお詫びを申し上げます。

管理監督職員を戒告の処分、そして訓告としたところですが、町政運営の
責任者たる私、副町長、教育長の3人につきまして、1月分の給与を10%
削減したいと考え、関係条例を今議会に提案させていただいております。

職員には、法令を再度確認した上でこれを遵守し、全体の奉仕者として強
い自覚と責任感をもって職務にあたるよう指導するなど、再発防止を徹底し、
信頼の回復に努めてまいります。

々
次に、令和3年度の予算編成方針について申し上げます。

編成にあたっての、基本的な考え方として、現在策定を進めております次
期総合計画兼総合戦略に盛り込むこととなるであろう、人口減少対策や安心
・安全・活力あるまちづくりに向けて取り組むこととしております。
また、引き続き、公共施設等総合管理計画の推進につながる、公共施設の除
却や長寿命化に対する取り組みも積極的に推進することとしております。

々
それでは、町行政の主な動きにつきまして順次ご報告申し上げます。

々
まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについて
であります。

々
はじめに、米の生産振興について申し上げます。

令和2年産米の県の作況指数は、石見部は「平年並み」となり、作付け面
積は122haで、昨年度比4haの減となりました。

品質につきましては、JAしまね島根おおち川本支店管内の1等米比率は7
7.6%で、前年の74.9%を上回る結果となりました。

々
次に、農業の振興について申し上げます。

国庫補助事業を活用し、三原地区の集落営農の3法人が、先進技術の導入
に向けて連携して取り組んでいる、農業散布用ドローンの操縦講習会を、1
1月に開催しました。

今年度からとなっている、第5期の中山間地域等直接支払制度では、交付
金加算措置として、集落広域化の取り組みが2件、地域コミュニティー強化
の取り組みが3件、生産性向上の取り組みが2件あり、それぞれ新たな取り
組みが始まっております。

こうした連携、及び先進技術導入による作業や事務の省力化などにより、
生産の向上と農地の維持を図ってまいります。

番外
野坂町長

次に、担い手の確保について申し上げます。

U・Iターンでの新規就農者を呼び込む施策の検討とするため、11月20日に、本町と近隣の若手農業者との意見交換会及び交流会を開催しました。新規就農者5名及び関係機関の担当者が、成功事例を参考にして今後の農業経営を考える良い機会となりました。

々

次に、特産品の振興について申し上げます。

今年のエゴマの申請作付面積は、23.2haで、昨年度に対して1.4ha増となっております。本年は降雨量不足により、7月定植の晩生種は生育が悪く、反収が低下しております。

エゴマを飼料に活用した鴨肉の加工商品が完成し、11月12日に発表しました。今後、贈答用や通信販売用として、町内外に情報発信し、エゴマと併せたPRができるものと考えております。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

捕獲頭数が急増しているサルの被害防止対策として、10月10日に、小谷地区の果樹園で実地研修会を行いました。

また、集落や団体による取り組みを推進するために、エアガンを用いた追い払いの支援と、作業の省力化や効果的な対策が期待される、イノシシ用電柵の実証圃場を設置しました。これらの成果を検証し、今後の対策に活かしてまいります。

々

次に、森林環境の整備について申し上げます。

三原地区の円山の町有林で、自然林の荒廃を防ぎ、本来の植生へと再生するための取り組みを行っております。これまでに、生育の支障となる雑木を5.7ha除伐し、今年度は、更に不要となる木の抜き切りなどを実施いたします。

々

次に、商業の振興について申し上げます。

11月1日に、新たに着任した地域おこし協力隊員が、今後、町有施設や製造事業所に出向いて、お土産などの新商品作りなどを支援してまいります。

また、都市部からの地方分散に向けた流れが進む中で、映像制作の事業所が、これまで都市部で行っていた業務はそのまま引き継いだ上で、更に本町を拠点とした事業を検討しておられます。

飲食店を中心としたPR事業としては、ラジオパーソナリティーの「おがっち」さんを起用した映像を制作し、インターネットによる配信を行っております。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

石見地方の文化や食などを体験するイベント「いわみん」に、川本町観光

番外
野坂町長

協会がイベント参画し、10月31日に湯谷温泉弥山荘及び長江寺での精進料理と座禅体験を、11月1日には、旧JR石見川本駅でのレールバイク乗車体験を行いました。いずれのイベントも定員となり、多くの方々に本町での体験を楽しんでいただきました。

また、弥山荘が、地域おこし協力隊と連携して実施した吹奏楽作曲コンクールには、県内外の学生からプロまでの方々から28曲の応募がありました。11月にはグランプリ作品を決定しており、今後、発表の場を開催することとしております。

々 つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、防災対策について申し上げます。
緊急的な治水対策として、国の浜田河川国道事務所により、11月から因原堤防補強工事が行われております。また、12月からは、流下能力向上に向けた、仙岩寺前の江の川中州堆積土撤去工事が行われます。同じく12月からは、県による、濁川堤防補強工事、因原第1陸閘門（りっこうもん）撤去工事が行われます。

々 次に、道路整備について申し上げます。
町道中倉日向線の道路改良につきましては、路盤工を施工中であり、10月末現在の進捗率は40%となっております。
町道三島三谷線の落石対策工事につきましては、現在、樹木伐採が完了し、今後、落石対策を行う予定となっており、10月末現在の進捗率は20%となっております。
県道事業につきましては、主要地方道川本波多線、川本大橋から中央駐車場間の歩道整備が、今年度末に完成予定となっております。

々 次に、災害復旧について申し上げます。
公共土木・農地農業用・水道と、いずれの施設とも10月に災害査定を終えたことから、早期に復旧工事を行ってまいります。

々 つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、郵便局との連携協定について申し上げます。
これまで、個別の協定や覚書により、災害時や見守りなどの面で、ご協力をいただいておりますが、少子高齢化の進展や、気候変動による災害の頻発化・激甚化など、町を取り巻く課題が山積する中であって、それぞれの人的・物的資源を発展的に活用しながら、地域の活性化に向けた取り組

番外
野坂町長

みができるよう、11月24日に包括的な連携協定を締結いたしました。
これにより、安全・安心なまちづくりが、一層進むものと期待しております。

々

次に、防犯対策について申し上げます。

12月2日に「歳末特別警戒の出発式」を行いました。川本警察署や川本町消防団、地域安全推進指導員をはじめ、防犯ボランティアの方々とともに歳末に向けた対策を徹底し、犯罪や火災などが起きないように、地域の防犯活動の取り組みを強化することを確認しました。

々

次に、まげなねっとかわもとについて申し上げます。

コロナ禍に伴い各種行事への入場者数が制限されていることから、このたび、新たな取り組みとして保育所運動会の模様を放送しました。町民の皆様からは、園児たちの元気で無邪気な振る舞いに心温まる、と好評をいただきました。今後も、皆様に楽しんでいただける番組作りに取り組んでまいります。

々

つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々

介護予防事業について申し上げます。

町内5地区で行われているサロン活動は、新型コロナウイルス感染予防のため中止した期間もありましたが、体操や手工芸、ミニ音楽会など、それぞれ特色あるメニューが実践されています。

さらに、今年4月に、地域で支え合う仕組みづくりを目指して立ち上げられた、任意団体「たすけあい川本」により「暮らしの保健室」も各サロンで開設され、健康講座や健康相談も加えられたことで、従来の活動をより充実させるものとなっております。

引き続き、町民の皆様との協働により、サロンの開設や継続に向けて支援してまいります。

々

つづいて、

「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、学校教育について申し上げます。

何事にも感染症対策をとりながらの教育活動を継続している中で、9月の体育祭・運動会に続き、10月31日には中学校の文化祭が、11月14日には小学校の学習発表会が開催されました。例年とは異なる対応をとらざるを得ない場面もありましたが、児童生徒の元気な姿を保護者の皆様に見ていただくことができました。

番外
野坂町長

また、10月に延期して実施した、小学6年生の修学旅行では、行き先を県内に変更したことによる影響が心配されましたが、ふるさと島根の魅力を再確認する良い機会となり、新鮮で充実した2日間となりました。

本町が取り組んでいる「学び合い学習」では、グループや1対1で、互いに聞き合い、話し合う形態のため、コロナ禍での取り組み継続に苦慮いたしましたが、10月には講師を招き、今年度1回目の授業改善研修を開催することができました。今後も、「人の話を聞く」「自分の考えを話す」という基本的な力を身につけ、意欲的に学習に向かう子どもの育成に向けて、小・中学校と連携し、様々な工夫をしながら教育活動を行ってまいります。

学校におけるICT活用の推進のため、1人1台のタブレット端末を整備する国のGIGAスクールにつきましては、プロポーザル方式によって業者を選定し、今後は、年度内の納入に向けて、契約を進めてまいります。

々 次は、公民館活動について申し上げます。

これまでに、50歳以上の方を対象とする「悠々大学」を、5回開催しております。第1回目で意見交換をし、参加者の声を参考として、染め物体験や体力作り運動、テーブルマナー講座などを行いました。例年開催している西公民館の「鮭の観察会」は、日程を定めてのイベントは実施せず、道の駅に鮭の遡上情報を掲示し、また観察スポットに旗を立てるなどして情報を発信しました。

々 次は、人権教育について申し上げます。

10月4日に開催した人権講演会では、講師として一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんをお迎えし、「寝た子はネットで起こされる！？ーネット社会と部落差別の現実ー」と題してご講演いただきました。全世帯を対象として、このたび実施した、「人権問題に関する意識調査」の集計結果を、人権教育・啓発推進基本計画の見直しに反映してまいります。

々 次は、社会体育について申し上げます。

9月23日から第62回川本町親睦野球大会を開催し、8チームの参加によって熱戦が繰り広げられました。そのほか、町内の団体が主催するペタンクや野球などの大会も開催され、少しずつ新しい生活習慣を踏まえたスポーツの交流が始まっているところです。また、日頃の運動不足解消や運動習慣の改善を目的として、町内3箇所年代別の体力測定会を実施したところ、42名の参加がありました。

々 次は、文化振興について申し上げます。

11月21日と22日の二日間、悠邑ふるさと会館大ホールにおいて、第29回しまね映画祭2020を開催し、懐かしい優秀作品や最近の話題作な

番外
野坂町長

ど、7作品を上映しました。

会館では、自動体温測定器、トイレの除菌装置、図書館の書籍消毒機など、町民の皆様安心してご利用いただくための対策を講じております。利用人数に制限を設けるなどのご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解いただきますようお願いいたします。

々

次に、文化財保護について申し上げます。

島根大学の井上寛司いのうえひろし名誉教授に執筆のご協力をいただいている「中世川本・石見小笠原氏関係史料集」が、今年度中に発刊できる見込みとなりました。石見小笠原氏については、まとめられた資料が少ないことから、本史料集は学術的にも価値が高いと期待されております。なお、発刊に合わせて開催を予定しておりました記念イベントについては、感染症対策の観点から、実施時期を検討しているところです。

々

つづいて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、島根中央高校の支援について申し上げます。

高校と連携した生徒募集活動について、今年度は感染症の影響により、県外での実施が難しいため、インターネットを使ったオンラインによる学校説明会を数多く開催し、今出来る方法での魅力発信に、積極的に取り組んでまいりました。その結果、8月及び10月に開催したオープンスクールには、191名と昨年よりも12名多い参加があり、コロナ禍での、新たな手法による生徒募集活動となりました。引き続き高校と協力し、入学者確保に向けて取り組んでまいります。

部活動につきましては、女子硬式野球部が、11月7日から8日に東広島市で開催された、第6回女子硬式野球西日本大会に出場しました。兵庫県きょうふくけん蒼海高校との対戦を4対1で、創部2年目で念願の公式戦初勝利を挙げ、その勢いで続く2試合目、熊本県くまもとけん秀岳館しゅうがくかんに4対3と逆転勝利し、予選リーグを1位で通過しました。決勝トーナメントでは、広島県MSH医療専門学校と対戦し、0対9と敗れはしましたが、野球を高校でも続けたい女子生徒にとって、魅力ある部活動へと成長しており、島根中央高校の新たな魅力が着実に育ってきております。

々

次に、地域工芸品の振興について申し上げます。

染織に取り組む地域おこし協力隊の山内ゆうさんは、11月に開催された島根県総合美術展に、石州和紙を使った糸で織り込んだ帯地を応募され、工芸部門において、見事に金賞を受賞されました。今後、地域の素材を活かした工芸品として期待されるところです。

番外
野坂町長

次に、企業誘致について申し上げます。

11月12日に、誘致企業である株式会社三協島根川本工場に対しては、県の人材確保育成コーディネーターと連携した取り組みとして、江津工業高校の2年生18名が会社訪問を行いました。

また、現在73名の方がワーカー登録しておられます、有限会社W i l l (ウィル)さんいんが運営する「かわもとテレワークスペース O T O - L a V o (オトラボ)」では、A I の画像認識や商品の電話オペレーターなどの業務を行っておられます。

製造業と測量設計業の事業所が、社員の離職防止のための人材育成や福利厚生補助としての「川本町企業人材確保育成事業」を、社員の研修事業や福利厚生事業として活用されました。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

ふるさと納税につきましては、町出身者をはじめ多くの皆様から寄附をいただいております、11月末時点の寄付額は369件で1,427万円であり、昨年度同時期の寄付額に対して588万円の増となっております。

今年度は新たな取り組みとして、町が抱える課題解決のためのプロジェクトに対して寄付を募る、ガバメントクラウドファンディングを企画しました。プロジェクトは役場若手職員から募集し、選定会議で1件を決定し、12月から寄付の募集を開始することとしております。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件3件、予算案件4件、人事案件2件、その他案件8件であります。

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長行政報告」を終わります。

々

お諮りいたします。

この際、日程第5「議案第60号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第21「議案第76号、教育委員会委員の任命について」までを一括議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、そのように「決定」いたしました。

々

執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、

議 長	<p>提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略を致します。 それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。</p>
々	<p>日程第5「議案第60号」について説明を求めます。 番外左田野総務財政課長。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>「議案第60号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。 この条例は、農業集落排水事業における使用料の算定誤りについて、町政執行の責任者としての責任を明確にするために、町長、副町長、教育長の3人について、1月分の給与を10%カットするというものでございます。 内容につきましては、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第6「議案第61号」について説明を求めます。 番外高良町民生活課長。</p>
番外高良町 民生活課長	<p>おはようございます。「議案第61号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。 説明資料、8ページをご覧くださいませ。 1、改正の理由ですが、地方税法 施行令の一部を改正する政令により、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し、これは、基礎控除額の引き上げ等の改正ですが、この改正を踏まえ、国民健康保険税の負担水準に関して影響が生じないように、国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。 2、改正の概要ですが、中ほどの「軽減判定所得」のところをご覧くださいと思います。 現在軽減は、7割、5割、2割がありますが、この軽減を判定する所得基準額の算定にあたり、まず1点目、①ですが、基礎控除額を税制改正の内容に準じて、33万円から43万円に引き上げます。 このことにより、税制改正が国保税の算定に影響しないよう、改正するものであります。 そして2点目、②ですが、被保険者のうち、一定の額の給与所得者や公的年金等の受給者の合計数から1を減じた数に、10万円を乗じて得た金額を加えます。 このことにより、そうした対象の方が2人以上ある世帯は、税制改正の影響を受けないよう改正するものであります。 3、施行期日ですが、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分以後の国民健康保険税から適用します。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	次に、日程第7「議案第62号」について説明を求めます。 番外坂根教育課長。
番外坂根教育課長	<p>おはようございます。「議案第62号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>川本中央公民館は、悠邑ふるさと会館と位置づけられており、使用料は悠邑ふるさと会館の使用料規定を準用しております。平成26年4月に悠邑ふるさと会館が町の財産となったことに伴い、関係条文を改正するものです。改正の概要として、新旧対照表をご覧ください。改正前の条文では、邑智郡総合事務組合の条例を準用しておりますので、これを改正いたします。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、日程第8「議案第63号」について説明を求めます。 番外左田野総務財政課長。
番外左田野総務財政課長	<p>「議案第63号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明させていただきます。</p> <p>今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71,374千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,979,526円とするものです。</p> <p>今回の補正予算の、主なものについて説明させていただきます。</p> <p>19ページの歳出の説明資料をご覧ください</p> <p>総務費では、住まいづくり応援事業については、決算見込みに伴い、住宅購入助成が24,052千円増額、空き家改修事業助成が3,432千円減額、空き家バンク活用促進事業は1,576千円の増額、通勤費助成は130千円の減額となり、合計で、22,066千円の増額となります。その他、地域おこし協力隊活用事業や出身者会に係る経費など、事業の実績見込に伴う、増額や減額を計上させていただいております。おためし住宅借上料につきましても、町の予算を介さず県と入居者での直接徴収が可能となったことに伴い減額しております。</p> <p>民生費では、新型コロナの影響により、事業所のサービス提供や利用者支援が増加したことに伴う、障害者自立支援給付費2,000千円、すこやかセンター浄化槽ブロワー修繕費1,073千円などを計上しております。</p> <p>産業振興費（正：農林産業費）では、県補助の追加配分により計画を繰り上げて実施する、農業水路等長寿命化・防災減災事業費3,000千円。弥山荘チップボイラー修繕料1,537千円。実績の増加に伴う、有害鳥獣対策被害防止施設整備補助金1,000千円などを計上しております。</p> <p>商工費では、河津桜植栽整備事業費を28,123千円計上しております。</p> <p>土木費では、緊急修繕対応に伴う、町営住宅修繕料2,610千円。役場</p>

番外左田野
総務財政課
長

庁舎案内看板整備費926千円を計上しております。

教育費では、第4種公認の認定を受けている、邑智郡の公認陸上競技場である川本中学校グラウンドの公認更新のための整備費5,500千円。令和3年度の中学校教科書の全面改定に伴う、教師用教科書購入費2,580千円などを計上しております。

歳入につきましては、18ページをご覧ください。

分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金につきましては、事業費の確定や変更、補助額の決定などに伴う、増額と減額を、それぞれ事業毎に計上しております。

諸収入につきましては、第4種公認陸上競技場の更新整備に係る邑南町・美郷町からの負担金1,834千円などを計上しております。

繰入金については、河津桜植栽整備事業に充当する、ふるさと創生事業積立金の繰入金28,123千円。弥山荘チップボイラー修繕に充当する、公共施設等総合管理基金の繰入金1,537千円を計上し、財源不足を調整するために、財政調整基金繰入金39,300千円を計上させていただいております。

最終ページ、20ページをご覧ください。

このたびの補正予算に絡む基金の補正を、今回の補正額のところに計上しております。今年度末の基金の年末の見込み額としまして、2,052,953千円を見込んでおります。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第9「議案第64号」から、日程第10「議案第65号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第64号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ322千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ507,147千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。6ページをお開きください。

歳出の表にて説明いたします。1款、総務費は総務管理費において、共済費の標準月額改定に伴うものなど、30千円と、賦課徴収費において、時間外手当決算見込みによる補正として187千円を計上しており、財源については歳入の一般会計繰入金として217千円を追加しております。

11款、諸支出金は過誤納還付金として、今年度執行見込み額により105千円を追加しており、財源として同額を歳入の基金繰入金に計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第65号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計

番外櫻本健康福祉課長 補正予算（第2号）」について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ578千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144,520千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。4ページをお開きください。

今回の補正内容は、高齢者医療制度見直し等システム改修事業分に伴う邑智郡総合事務組合負担金として、歳出1款、総務費の徴収費について578千円を追加するものです。財源につきましては、歳入の国庫支出金に高齢者医療円滑運営事業補助金として118千円。繰入金の一般会計事務費繰入金に460千円を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、日程第11「議案第66号」について、説明を求めます。
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第66号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,134千円とするものでございます。

今回の補正は、集落排水使用料算定誤りに伴うものでございます。

予算説明資料の7ページをお開き下さい。

まず、歳出におきましては、使用料還付金として818千円の増額でございます。

次に、歳入におきましては、一般会計繰入金として344千円の追加、集落排水処理使用料として474千円の追加、合計818千円を増額するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

議長 次に、日程第12「議案第67号」から、日程第14「議案第69号」について、説明を求めます。番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 「議案第67号、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

この議案は、当該施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了するため、地方自治法及び当該施設の設置及び管理に関する条例の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、地方自治法の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園です。

指定管理者となる団体の名称は、島根県邑智郡川本町大字川本909番地2。株式会社キムラ農産 代表取締役 木村俊晃氏です。

番外湯浅産
業振興課長

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由につきましては、別紙資料の指定管理者の選定結果について、記載されております。施設の適正な管理運営、維持管理業務が行え、施設及び地域の活性化ができるものと判断されました。

なお公募につきましては、1社が応募されました。選考委員会は、9月9日に開催され6名の選考委員で審査を行っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

々

続きまして、「議案第68号、川本町インフォメーションセンター及び因原農村公園の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

この議案は、当該施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了するため、地方自治法及び当該施設の設置及び管理に関する条例の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、地方自治法の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町インフォメーションセンター及び因原農村公園です。

指定管理者となる団体の名称は、島根県邑智郡川本町大字因原456番地。株式会社ドリームかもん 代表取締役 勢田富士子氏です。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由につきましては、別紙資料の指定管理者の選定結果について、に記載されております。施設の適正な管理運営、維持管理業務が行え、施設及び地域の活性化ができるものと判断されました。

なお公募につきましては、1社が応募されました。選考委員会は、9月9日に開催され6名の選考委員で審査を行っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

々

続きまして、「議案第69号、川本町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

この議案は、当該施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了するため、地方自治法及び当該施設の設置及び管理に関する条例の規定により、施設の管理を指定管理者におこなわせることにしたので、地方自治法の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町総合交流ターミナル施設でございます。

指定管理者となる団体の名称は、島根県邑智郡川本町大字川本909番地2。株式会社キムラ農産 代表取締役 木村俊晃氏です。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由につきましては別紙資料の指定管理者の選定結果について、に記載されております。施設の適正な管理運営、維持管理業務が行え、施設及び

番外湯浅産業振興課長	<p>地域の活性化ができるものと判断されました。</p> <p>なお公募につきましては、1社が応募されました。選考委員会は、9月9日に開催され6名の選考委員で審査を行っております。</p> <p>以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第15「議案第70号」について説明を求めます。</p> <p>番外櫻本健康福祉課長。</p>
番外櫻本健康福祉課長	<p>「議案第70号、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この議案は、当該施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了するため、地方自治法及び当該施設の設置及び管理に関する条例の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、地方自治法の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>施設の名称は、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザです。</p> <p>指定管理者となる団体の名称は、島根県邑智郡川本町大字川本909番地2。株式会社キムラ農産 代表取締役 木村俊晃氏です。</p> <p>指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。</p> <p>選定理由につきましては、別紙資料の指定管理者候補者の選定結果についてに記載されておりますが、施設の適正な管理運営、維持管理業務が行え、施設及び地域の活性化ができるものと判断されました。</p> <p>なお公募につきましては、当該施設と川本町総合交流ターミナル施設、いわゆる弥山荘です。それと川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園、笹遊里の事でございますが、これを一体として行い、1社が応募されました。選考委員会は、9月9日に開催され6名の選考委員で審査を行っております。</p> <p>以上でございます、ご審議のほどよろしくお願ひします</p>
議 長	<p>次に、日程第16「議案第71号」について説明を求めます。</p> <p>番外湯浅産業振興課長。</p>
番外湯浅産業振興課長	<p>それでは「議案第71号、債権の放棄について」説明いたします。</p> <p>この議案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本町が有する債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>放棄する債権の内容は、「川本北地区農用地開発事業償還資金貸付金」で、貸付金総額2,807,935円から、既に債務者からの償還済みの金額320,000円を差し引いた現在の未回収金2,487,935円、この額が今回放棄する債権の額でございます。</p> <p>放棄する債権の相手方は平成3年12月25日の貸付契約者で、令和2年7月17日に死亡されている方でございます。</p>

番外湯浅産業振興課長 放棄する理由でございますが、債務者は令和2年7月17日に死亡いたしました。債務者の法定相続人は、全員が相続放棄をいたしましたので、債権を回収する見込がなくなったためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第17「議案第72号」から、日程第18「議案第73号」について説明を求めます。番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上まちづくり推進課長 それでは、「議案第72号、財産の取得について」説明いたします。
本議案は、新型コロナウイルス感染症対策として遠隔診療に対応した端末の整備を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得の目的は、新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔診療に対応したテレビ電話機能を持った告知端末を整備するものです。

取得の物品は、モニター付きIP告知端末です。なお、告知端末設置業務を含んでおります。

取得の数量は100台。取得の方法は随意契約です。

これは既存の告知放送端末の取り替えが光通信サービスを提供している現行業者しか出来ないためです。

取得金額は17,226,000円。

取得の相手方は、島根県松江市東朝日町102。西日本電信電話株式会社島根支店、支店長 長江 恵氏です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第73号、財産の取得について」説明いたします。

本議案は、携帯電話等エリア整備事業により移動通信用無線設備の整備を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得の目的は、携帯電話等エリア整備事業により白地南地区に建設する基地局施設において、移動通信用無線設備を整備し、不感地域を解消するためです。

取得の物品は、移動通信用無線設備。取得の数量は一式です。

この中には無線装置、アンテナ、電源設備の他に設置工事等を含んでおります。取得の方法は随意契約です。これは本事業に参画するのがNTTドコモのサービス提供に必要な設備であることから他者に拠ることが出来ないためです。

取得金額は7,111,500円。

取得の相手方は、広島県広島市中区大手町4丁目1番8号。株式会社NT

<p>番外瀬上ま ちづくり推 進課長 議 長</p>	<p>Tドコモ、執行役員中国支社長 白川 貴久子氏です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第19「議案第74号」について説明を求めます。 番外坂根教育課長。</p>
<p>番外坂根教 育課長</p>	<p>「議案第74号、財産の取得について」ご説明いたします。</p> <p>本議案は、町立小中学校の児童生徒用タブレット端末を導入するため、地方自治法第96条第1項第8号、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>取得の目的は、町立小中学校に対して「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台の学習者用タブレット端末の整備を通して、ICT活用により子どもの学びを保障できる環境整備でございます。</p> <p>品名は、タブレット型パソコン、その付属品、並びにソフトウェアで、数量は160台です。</p> <p>取得の方法は、公募型プロポーザル方式によって業者を選定し、取得の金額は20,350,000円です。</p> <p>取得の相手方は、島根県益田市常盤町7番地3。株式会社タイピック 代表取締役 岡崎純二氏です。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第20「議案第75号」から、日程第21「議案第76号」について説明を求めます。番外野坂町長。</p>
<p>番外 野坂町長</p>	<p>「議案第75号、教育委員会委員の任命について」。</p> <p>下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>記。住所、島根県邑智郡川本町大字南佐木199番地9。氏名、三上琢二。生年月日、昭和40年2月15日生まれ。</p>
<p>々</p>	<p>続きまして、「議案第76号、教育委員会委員の任命について」。</p> <p>下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>記。住所、島根県邑智郡川本町大字因原80番地1。氏名、勢田美幸。生年月日、昭和50年1月29日生まれ。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、「議案第60号」から「議案第76号」までについて、執行部からの提案理由の説明を終わります。</p>

議 長 ここで、暫時休憩といたします。
再開は、午前10時55分からといたします。 (午前10時38分)

々 会議を再開します。 (午前10時55分)

々 ここで左田野総務財政課長、湯浅産業振興課長、議会事務局長から発言の
要請がありましたので許可をいたします。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長 失礼いたします。先ほど説明させていただきました「議案第63号」でござ
います。議案の本文をご覧ください。第1条の最後のところでございます
が、526円となっております。単位の「千」の字が抜けておりましたた
いへん申し訳ございませんでした。訂正のほどよろしく願います。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 先ほどの「議案第71号」の3番目の放棄する理由のところでございます
が、債権者が令和2年に死亡したというふうな記載をしておりますが、正し
くは「債権者」ではなく、「債務者」に訂正をよろしく願います。

議 長 議会事務局長。

番外名原議
会事務局長 失礼いたします。「議長報告〔議員派遣の件〕」につきまして、日付に誤
りがありましたので、訂正させていただきます。第6次川本町総合計画策定
委員会の開催日の日付が、10月19日(木)となっておりますけれども、
正確には10月30日(金)の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げ
ます。申し訳ございませんでした。

議 長 それでは「議案第60号」から「議案第76号」までについての質疑を行
います。

々 これより全員協議会に切り替えます。 (午前10時57分)

 (全協に切り替える～「議案第60号」から「議案第76号」までを全員協
議会として審議・質疑)

議 長 「議案第60号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について」、質疑はありませんか。
よろしゅうございますか。
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に、「議案第61号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第62号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第63号、令和2年度川本町一般会計補正予算(第7号)」について、質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 5番木村議員。

5番 議長、1点ずつですか。それか2点ぐらいまとめても良いですか。
 木村議員 (「1点ずつ行って下さい」議長の声)
 それじゃあ最初に19ページの歳出の関係で、上の方から婚活の応援の自然な出会いの関係で、減にされているんですが、コロナの関係でやむを得ないと思うんですけど、この件についてどんな企画をされていたのかなど。時期的にどのぐらいの時期にされていたのかなど。これをちょっと教えて下さい。

議 長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま 婚活自然な出会いの創出事業についてでございます。これにつきましては、
 ちづくり推 この婚活事業についての提案を募集いたしまして、その事業に対しての補助
 進課長 を行うという制度でございました。先ほど説明をしましたようにコロナの影響等にありまして、そういった提案が無かったというところで事業が見込めないという事で減額をしております。

議 長 再質問ですか。はい、5番木村議員。

5番 提案でなくて、役場の方からはそういう企画はされなかったんですか。だ
 木村議員 から企画されたというのは、そういう募集の企画をされたという事なんですか。
 しょうか。だから独自の企画はされなかったんですか。

議 長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外高良町 民生活課長	ただいま五反田の修繕という事でご意見をいただきました。その案件につきましては、当課としても把握をしております、確認したところ緊急性の高いものというふうに判断をしておりますので、現予算の中で速やかに対応していきたいと考えております。
議 長	他にありますか。3番圓山議員。
3番 圓山議員	すみません、教育費のところなんですけれども、小中学校会計年度任用職員の人件費なんですけれども、その中で新型コロナの影響による休校時の子ども居場所確保に伴う勤務時間の増というふうになっているんですけれども、具体的には休校時の子ども居場所確保とはどういうやり方で、そのずっと預かっているわけにはいかないと思うんですけれども、この中味の具体性をちょっと聞きたいんですけれども。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	新型コロナの影響によります休校時におきまして、4月年度当初、学校が休校になった時期がございました。その際、通常行っております、すこやかセンターでの子育てサポートセンターの方も閉じましたので、子ども達の中でどうしても保護者の方が家で見ることが出来ない子ども達につきましては、学校の中でそういった居場所の代わりの事を致しました。その際に対応したのが会計年度任用職員、通常は学校の方で学習支援を行っている者が業務にあたりました。そういったところで出勤の見込みが当初よりも少し増えたという事がございます。それともう一点、その人件費が増えた理由としましては、1学期が延びましたので、出勤の日数が多くなったという部分がございます。以上です。
議 長	はい、他にありますか。1番香取議員。
1番 香取議員	19ページの総務費のところ、住まいづくり応援事業の住宅購入助成が24,050千円（正確には24,052千円）と大きく増えている部分なんですけれども、これの内訳を教えてくださいと思います。
議 長	番外瀬上まちづくり推進課長。
番外瀬上ま ちづくり推 進課長	先ほどの件でございますが、当初としましては、新規の住宅を2軒、中古住宅を3軒というのを予想しておりました。ですが実績といたしましては、新築が4軒、中古の住宅購入が12軒という事で、このたび大きく補正をしたという事でございます。

- 議 長 はい、他にありますか。
 (「・・・・・・・・」)
 よろしいですか。
 はい、質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第 6 4 号、令和 2 年度川本町国民健康保険事業特別会計補正
予算 (第 3 号)」について。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第 6 5 号、令和 2 年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 2 号)」について。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第 6 6 号、令和 2 年度川本町農業集落排水処理事業特別会計
補正予算 (第 1 号)」について。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第 6 7 号、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農園 (正解：
農村) 公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第 6 8 号、川本町インフォメーションセンター及び因原農村
公園の指定管理者の指定について」の質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・・・・・」)
- 議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第 6 9 号、川本町総合交流ターミナル施設の指定管理者の選
定? (正解：指定) について」、質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・・・・・」)

議 長	質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	次に、「議案第70号、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの指定管理者の指定について」の質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「・・・・」) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	次に、「議案第71号、債権の放棄について」の質疑を行います。 はい、6番石川議員。
6番 石川議員	亡くなられるまでの回収状況について、前任者からの引き継ぎ等、過去、文書等で残っているもの等について、何かありましたらお聞かせ下さい。
議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産 業振興課長	引き継ぎ事項につきましては、債務の返済状況の経過に基づいて、何名の方がどのくらい残っておられて、どういう徴収業務をやったかというような引き継ぎを受けております。文章的にはですね、徴収状況の一覧、それから個人ごとの返済状況をまとめたもの。それから債務者が以前にも死亡したりですとか、債権放棄をしたりした事がありますので、その時の状況などを文書で残しております。
議 長	6番石川議員。
6番 石川議員	そのような徴収状況について、お聞きをしたいわけですが、このような事態に至った反省点も踏まえて、課としてどのように整理をされているのか。お考えになっているのか、お聞かせ下さい。
議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産 業振興課長	本件につきましては、税のような強制徴収債権と違いまして、時効はくるという事になれば、差し押さえですとか、そういったところで、そういう事務を行いまして時効を止めるというような作業を行う訳でございます。本人のですね、年齢も高齢化という事。それから所得の状況或いは年に何度か訪問いたしましてですね、納付の意思ですとか生活の状況などお聞かせいただいております。そういった事は引き継ぎ事項として伝えてはおりますが、当初この事業が始まって、そのうちの農業状態ですね、そういったところが大きく変わってきたところで開発した農地からの農業所得を得る事が難しくなった。それで尚かつ高齢化というところで、現在、残っておられる方につき

番外湯浅産業振興課長 ましても徴収が困難になってきたというところ。そして町職員としての債権の管理というところでございますが、税の方の担当職員のように徴収業務ですとか債権の管理、そういったところはその他の課の一般債権と言いますか、私債権の部分につきましては、知識ですとかそういったところは不足していたというところは反省点ではございます。以上です。

議 長 6 番石川議員。

6 番石川議員 今、反省の弁を述べられました。今後このような事がおきないとも限りません。今、言われましたように反省点を踏まえてしっかりと業務に精通するよう申し添えておきます。

議 長 はい、1 番香取議員。

1 番香取議員 1 点だけ教えていただきたいんですが、債務者の法定相続人は全員、相続放棄という事なんです。当初の契約で保証人はとっておられなかったんでしょうか。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 保証人は、とっておりませんでした。

議 長 他にありますか。

(「・・・・・・・・」)

よろしいですか。

(「・・・・・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第 7 2 号、財産の取得について」の質疑を行います。質疑はありますか。5 番木村議員。

5 番木村議員 これは私は賛成の立場なんです。ちょっといろいろと教えて下さい。これは管理して対象者は、どういうふうに決められるのかなというふうな事をお尋ねしたいなと思っています。遠隔診療、コロナと仰いましたけど、役場と各々業者さんなのか、加藤病院を含めてなのか、社協さんとも含めてなのか、そういうふうに包括支援システムが絡むものなのか、その事について先ず一点お願いします。

議 長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上まちづくり推進課長 対象者につきましてですが、当初この計画を考えました時に加藤病院の方からコロナ禍での診療が難しいというところがありました。そういったところでそこへの対応というのがありますので、今回の100台の設置については、その選定を加藤病院の方に今お願いをしております、100台どこに置くかというところを考えております。以上です。

議長 5番木村議員。

5番木村議員 はい、これは素晴らしい端末でありまして、様々な機能を持っているというふうに思います。見守りとですね、加藤病院以外に包括センターの方から人感センサーとかですね、そういうセンサーシステムを内蔵しているんじゃないかなというふうに思います。そういう関係でですね、是非、有効活用を加藤病院だけではなくて、先ほど言いましたように社協さんを含め、包括センターさんも含めて利用をされる事を要望します。あと、これ停電対策等の関係については、どのように対応されておるのでしょうか。

議長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上まちづくり推進課長 先ほどいただきました告知端末でございますが、機能と致しましては現在、各家にあります告知端末、この物にテレビ電話というかモニターが付いていて、相手方の顔が見えるという機能が加わった程度でございます。という事で先ほどの見守りとか、そういう事の機能を持っているというのは思っておりませんでした。それから停電対策につきましては、家庭用の電源で動かす事になりますので、そこについては無停電装置？という事は考えておりませんので、そういったところかなというふうに思っております。以上です。

議長 はい、5番木村議員。

5番木村議員 メーカーさんとも、よくコンタクトを取られてせっかくの豪華な端末でございますので、是非、遠隔機能でなくて様々な活用ができると思いますので、更に利用者さん、町民の皆さん利用者さんに上手く運用していただきたいと思います。

議長 他にありますか。
(「……………」)
質疑を終結致します。

々 次に、「議案第73号、財産の取得について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「……………」)

議 長	質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
々	次に、「議案第74号、財産の取得について」の質疑を行います。質疑はありませんか。5番木村議員。
5番 木村議員	この本件についてはですね、昨年からいろいろと一般質問等でいろいろと論議させていただいたという事なんですけど、一点はですね、なんでこんなに遅くなるのかなというふうに思います。ですからこれは元々は令和元年度の補正予算で国から決まって、いろいろおいて??思うんです。平成30年度以降という事の縛りはありますが、昨年もですね話して、今年度するというふうに聞いていましたけど、回答をいただきましたけど、今年度末だったら一年、なぜ遅れたのかなと。これ一点、先をお願いします。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	この度のGIGAスクール構想に伴う1人1台端末の整備ですが、国からの補助金が1台あたりが45,000円というふうに決まっております。ただ一方、その端末のみの導入というわけにはなかなかまいりませんので、ソフトウェアですとかその他の部分に係る費用の財源の確保、そういったところでこの度のコロナの交付金を活用するというふうに9月の補正で決まりました。そうしたところでこの度、契約に向けての動きがようやく達する事ができたというような流れでございます。以上です。
議 長	5番木村議員。
5番 木村議員	以前からお願いしてはいますが、IT支援員。国からはICT活用教育アドバイザーという表現をされますが、前回、教育長もそれなりに積極的に取り組むという発言をいただいたんですけども、現状どうなっていますか。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	非常にご心配をお掛けしておりますが、なかなか人材確保というところ結びついておりません。当初、地域おこし協力隊という事で募集も広く全国にかけておりますが、今年度につきましては外部から町にお越しいただくという事も出来ない中で、今、町のハローワークの方にも求人をかけ、そういったところで広く募集をしているところです。未だ採用には至っておりません。
議 長	5番木村議員。

5番
木村議員

その件ですね、この間、新聞に出ていましたけれども、海外派遣隊ですかね、その人が行き場がないという事はないんですが、遅くなる？かという事でどこか派遣されておられましたけれど、いろいろチャンネルを選べばあるんじゃないかなというふうに思っています。それとですね、この度の取得の相手方タイピックさん、益田ですけど。この1社だけだったですかね。Willさんいんさんなんかも地場に居られるし、同様な職業訓練をされているよく私も存じてますけどタイピックさん。Willさんも同じように職業訓練されていていらっしゃるし、このタブレットも嘗て川本町がWillさんに頼まれて、取得普及をされたという経緯があります。何が言いたいかと言いますと、何かいろいろな物事があった時に、今IT支援員含めてこの導入先から様々なトラブル、いろいろと聞きたいというような関係について、益田から駆けつけるより近くの方が良かったんじゃないかなというふうに考えますが、その益田からそういう何らかの駆け付け等の関係の約束事とか、契約状況とか、コロナ禍の今のプロポーザルの中にそういう資格者がある必要というふうにありましたけど、その件についてどのようなか教えていただきたいと思う。

議 長

番外坂根教育課長。

番外坂根教
育課長

サポート体制につきましてもこの度のプロポーザルを審査する中で、非常に重要視した部分でございます。益田という遠方ではございますけれども、保守体制、必ず月に1回は機器の点検等に来ていただく事。また電話や状況に応じて出張も必ずしていただける事というような事が確認をしております。また、この度1社ではございましたが、当然、町内の業者様ですとか皆様にも広く広報をした上で、応募が1社であったという状況でございます。以上です。

議 長

他にありますか。
(「・・・・・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

次に、「議案第75号、教育委員会委員の任命について」の質疑を行います。
質疑はありますか。
(「・・・・・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

次に、「議案第76号、教育委員会委員の任命について」の質疑を行います。
質疑はありますか。
(「・・・・・・・・」)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 以上をもって、全体審議、質疑を終了致しました。 (午前11時23分)

々 全員協議会を終了し、本会議に入ります。 (午前11時23分)

々 お諮りいたします。
この際、日程第22「発議第3号、少人数学級制度の拡充を求める意見書の提出をについて」から、日程第23「発議第4号、現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について」までを一括議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。よってそのように「決定」いたしました。

々 それでは、日程第22「発議第3号」から、日程第23「発議第4号」について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番石川議員。

6番 石川議員 「発議第3号、少人数学級制度の拡充を求める意見書の提出について」。
上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出します。令和2年12月4日提出。提出者、川本町議会議員 石川達也。賛成者、川本町議会議員 圓山智恵美。川本町議会議員 中平茂明。
「少人数学級制度の拡充を求める意見書」(案)
島根県内すべての学校で一学期の間に、新型コロナウイルス感染拡大による一斉休校を経て学校が再開された。臨時休業期間中には、大規模校を中心に分散登校で教室に入る子どもの数を減らす対応がとられ、学校現場からは、「子どもの様子がよくわかる」「丁寧に関わることができる」など、少人数学級の良さを再認識する声が聞かれた。一方、学校が再開され通常の人数に戻された学校からは「少人数で授業したときに感じた気持ちのゆとりがなくなった」「子ども一人ひとりに丁寧に関わることや、子どもたちに寄り添うことが難しくなった」など、悲痛な声が聞かれた。コロナ禍を通じて、改めて少人数学級のよさが明らかになっている。
文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」には、「感染拡大リスクが高い『3つの密』を徹底的に避けるためにも、身体的距離の確保(ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス)といった『新しい生活様式』に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。」と記されている。また、全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長は連名で、「今後予想される感染症の再拡大時であっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを

6番
石川議員

保障するためには、少人数により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要である。」とし、「少人数編成を可能とする教員の確保」を国に対して強く要望している。

島根県内では県をはじめ市町村の努力により、独自で全国でもトップクラスの少人数学級制度や各種サポート教職員の配置等を行っているが、本来は国の責任で少人数学級や教職員の配置をすすめるべきものである

よって、川本町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1. 国の責任で少人数学級制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月4日。島根県邑智郡川本町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

々 「発議第4号、現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について」。

上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出します。令和2年12月4日提出。提出者、川本町議会議員 石川達也。賛成者、川本町議会議員 圓山智恵美。川本町議会議員 中平茂明。

「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」(案)。

現在、島根県では、「島根創生計画」を維持するための様々な施策が取り組まれてはじめており、その中の一つに、国の基準を超えて島根県が独自に行ってきた少人数学級編成事業を来年度より縮小する計画が含まれている。この計画は、学校関係者、PTAなど県民の反対もあった中ではあるが、最終的に県議会で決定されたことである。しかし、この計画が決まったのは、島根県で新型コロナウイルス感染が発生する前である。現在、島根県でも新型コロナウイルス感染が拡大している状況の中、学校では、臨時休業や分散登校、「3つの密」回避、マスク着用、手洗いうがいの励行、消毒など児童生徒の安全を守るために最大限努力がなされている。しかし、教室の現状は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した「新しい生活様式」の「人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。」からは程遠い状況である。また、全国の感染状況やワクチン・治療薬の開発状況などを見ても、この新型コロナウイルス危機が来年4月までに収束する確証はない。このような状況の中で、今よりも教室を「密」にする施策は、少なくともこの危機が収束するまでは実施するべきでないと考える。

これらのことから、島根県が来年度から実施を予定している現行少人数学級制度縮小計画を新型コロナウイルス感染症が、収束するまでの期間凍結することを強く求める。

- 6 番
石川議員 以上、地方自治法第 9 9 条に基づき、意見書を提出する。
令和 2 年 1 2 月 4 日。島根県邑智郡川本町議会。
意見提出先。島根県。以上です。
- 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
- 々 「発議第 3 号、少人数学級制度の拡充を求める意見書の提出について」。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「・・・・・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「発議第 4 号、現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書
の提出について」。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「・・・・・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 それでは続いて、日程第 2 4 「陳情第 3 号」の件を議題といたします。
本日までに受理しました陳情は、お手元に配布しております「陳情文書表」
のとおりであります。
会議規則第 9 1 条第 1 項の規定により、所管の常任委員会に付託しました
ので、ご報告をいたします。
- 々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
(午前 1 1 時 3 4 分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員